

# 彩都東部地区まちづくり有識者会議設置要綱

## (目的)

第1条 彩都東部地区のまちづくりや具体的な土地利用については、従来のまちづくり理念を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や周辺環境、立地ニーズ等に対応した新たなまちづくり計画が求められている。そのために必要なまちづくりの方向性の整理や土地利用ゾーニング等素案作成に向けた検討、助言等を行うため、「彩都東部地区まちづくり有識者会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 彩都東部地区のまちづくりの方向性整理にかかわる検討・助言等
- (2) 彩都東部地区の事業化されていない区域の土地利用ゾーニング素案作成にかかわる検討・助言等
- (3) その他、前2号に関わる事項

## (構成)

第3条 会議は、別表1の学識経験者、関係行政機関等に属する者による委員で構成する。

2 オブザーバーとして、別表2の者は会議に出席することができるものとする。

## (会長)

第4条 会議の会長は、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

## (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、構成員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

## (会議録等の公表)

第6条 会議の議事録及び会議で使用した資料については、会議で非公開とした場合を除き公開とする。

2 公開方法については、彩都建設推進協議会のホームページ上で行う。

## (報酬)

第7条 委員等の報酬の額は、日額9,600円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち関係行政機関等に属する者に対する支給はしない。

## (費用弁償)

第8条 委員等の費用弁償の額は、大阪府職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定に関わらず、委員等のうち関係行政機関等に属する者の費用弁償は行わない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、彩都建設推進協議会にて行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は、会議の議を経て定める。

附則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

別表1

(敬称略・区分別・五十音順)

	所 属	役 職	名 前
学識経験者	関西学院大学	名誉教授	加藤 晃規
	立命館大学 経営学部	教 授	肥塚 浩
	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科	研究科長	増田 昇
	立命館大学 総合科学技術研究機構	上席研究員	村橋 正武
関係行政機関等に属する者	大阪府商工労働部 成長産業振興室	室 長	三枝 泉
	独立行政法人都市再生機構西日本支社 都市再生業務部	担当部長	佐水 哲也
	大阪府住宅まちづくり部	理 事	芝池 利尚
	茨木市	市理事	中岡 正憲
	(彩都(国際文化公園都市)建設民間事業者連絡会 事務局) 阪急不動産株式会社 彩都事業推進部	取締役部長	松本 利典

別表2

(敬称略)

専門知識を有する者	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所	理事長	米田 悦啓
-----------	---------------------------	-----	-------